

バイオ関連化学シンポジウム 講演賞規程

第一条 目的

生体機能関連化学部会およびバイオテクノロジー部会の将来を担う若手研究者のシンポジウムへの積極的な参加と口頭発表を奨励し、優秀な発表を行った研究者の顕彰を目的とする。若手研究者同士の切磋琢磨を通じて部会全体の活性化を図る。

第二条 講演賞の対象とする若手研究者

以下の条件を全て満たす研究者が応募資格を持つ。

1. 受賞時に40歳以下である
2. 博士の学位を有する
3. 生体機能関連化学部会あるいはバイオテクノロジー部会に入会して1年以上経過している
4. 本シンポジウムにおいて過去に講演賞の受賞歴がない

なお講演賞の申し込みは、1研究室（1研究グループ）あたり1件とする。

第三条 審査および受賞者選出方法

生体機能関連化学部会役員会あるいはバイオテクノロジー部会役員会において審査委員長を選出し、審査委員長は講演賞審査委員会を組織して実際の審査および受賞候補者の選考を行う。口頭発表1件について少なくとも4人の審査委員が審査を行うようにする。審査結果を基に審査委員会で受賞候補者を選出し、生体機能関連化学部会およびバイオテクノロジー部会の両部会長が審査委員長からの報告を受け、両部会長の承認を経て受賞者とする。

第四条 審査委員

講演賞審査委員会を構成する審査委員は、

1. 生体機能関連化学部会およびバイオテクノロジー部会に所属する正会員であり、かつ
2. 大学等の教育研究機関の教員、あるいは大学共同利用機関法人・独立行政法人・国立研究機関・省庁等の研究系職員、企業の研究員等で、指導的な立場にある博士の学位を有する研究者

から選出される。

第五条 選考基準

講演賞審査委員会では、下記の項目を選考の基準として審査を行う。なお過去の業績をレビューした内容ではなく、最新の研究成果を中心とした発表を審査対象とする。

1. 研究テーマの設定、独創性
2. 実験データの質・量・解析

3. 結論の妥当性・新規性
4. 発表・スライドの分かりやすさ
5. 質疑応答

第六条 表彰数

表彰数は、毎年4名程度とする。

第七条 表彰

受賞者は、シンポジウムの懇親会において表彰する。

第八条 改正

本規定の改正は生体機能関連化学部会役員会およびバイオテクノロジー部会役員会において行い、両部会長の承認を得た後に発効する。

平成27年9月11日承認